

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とさせていただきます)

目 次

- ◇ 告 示 県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)
国営土地改良事業の換地計画の決定(二件) (〃)
土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件) (〃)
開発行為に関する工事の完了(二件) (都市計画課)
- ◇ 教委規則 鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則
の一部を改正する規則(教職員課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定

告 示

鳥取県告示第三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営は場整備事業溝口地区は場整備)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二十七工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第三十六号

溝口町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業二部地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十七号

溝口町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業焼杉地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年七月三十一日 鳥取県指令受米土維第二百八十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市陽田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市道笑町四丁目一三八

小原商事株式会社

代表取締役 小原 宗

鳥取県告示第三十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十一月八日 鳥取県指令受都計三―二第十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市下新印字道ノ下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市浦津六六

小林正光

教育委員会規則

鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年一月十六日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年五月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「五箇月」の下に「（条件付採用期間が一年の者にあつては、十箇月）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年一月十六日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
		スケボーキッズP―二	株式会社ソフィア
		もちあげ隊P―三	
		パニーギャルズ	

ばちんこ遊技機

スナイパーI	孫悟空	ハッピーロード	火消し二番	まさむら寿司四号店	エクサム	ゴロンボ	カーニバル	七福神	スーパーターボ	パーラー二	すし五郎	ミスターパチンコ大賞
株式会社三共	株式会社三洋物産		株式会社まさむら遊機			マルホン工業株式会社						